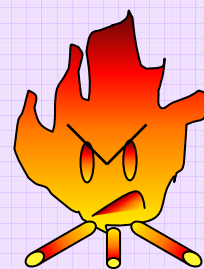


野焼きの禁止



● 簡単な焼却炉で、家庭ごみを焼却することは禁止されています。

屋外でごみを燃やす野焼きは、原則禁止です。プラスチック類(合成繊維・ビニール)などを燃やすと、ダイオキシンの発生、煙や悪臭など近所の迷惑にもなり、違法行為です。必ず、市のごみ収集に分別のうえ排出しましょう。

また、例外とされる野焼きの行為でも、洗濯物に臭いがつくなどの苦情が多く寄せられていますので、以下のことなどご注意ください。

● 屋外焼却の例外とされる主なもの

- 国や地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの
- 震災や火災など、災害の予防、応急対策や復旧のために必要なとき
- 風俗慣習上や宗教上の行事を行うために必要なもの
- 農林漁業などを営むための害虫対策など、やむを得ない場合の焼却
- キャンプ時のたき火や常識的に通常行われる軽微なもの など

※ 例外となっているものについても、むやみに焼却してよいというわけではありません。風向きなど安全を確認の上、消防署へも届け出をしましょう。

※ やむを得ず野焼きを行う場合は、周囲に声を掛けるなど近所とのトラブルを出来るだけ避けていただき、生活環境第一に配慮をお願いします。

※ 違反した者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に課せられることがあります。

問い合わせは・・・

伊勢市 環境生活部 環境課 (Tel21-5541)

三重県伊勢農林水産商工環境事務所 環境室環境課 (Tel27-5405)